## 競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月１日

防衛省整備計画局建設制度官　安部　浩也

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

１　工事種別及び業種区分

⑴　工事種別　建設工事の工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に規定する別表第１の上欄に掲げる29種類とする。

⑵　業種区分　測量・建設コンサルタント等業務は、次の①から③までに掲げるものとする。

①　測量

②　地質調査

③　コンサルタント

ア　土木

イ　建築

ウ　電気

エ　機械

オ　通信

カ　環境等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、インターネットの使用（郵送の原則廃止）による申請を受け付ける。

①　インターネットの使用による建設工事の申請者の場合は、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者の場合は、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑸に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

③　郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、令和８年12月１日から令和９年１月15日（当日必着）までの間に、下記の送付先に郵送するものとする。ただし、８⑷及び⑸に掲げる者に限るものとする。

送付先

防衛省整備計画局建設制度官

〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　電話03―5366―3111（内線36444）

⑵　随時の競争参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和９年４月１日以降随時に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）を管轄する別記に掲げる受付機関において郵送又は電子メールによる申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

②　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、上記２⑴②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに３⑵②のウからカまでに掲げる書類を添付し下記の送付先に郵送するものとする（カに掲げる書類については、郵送に代えて上記２⑴②に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

送付先

測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク

〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神４－４－11天神ショッパーズ福岡７階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話092―401―6640

③　郵送又は電子メールによる申請者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/sankashikaku_shinsei.html

⑵　申請書の提出方法　インターネットの使用による建設工事の申請者は、上記２⑴①に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

インターネットの使用による測量・コンサルタント等業務の申請者は、上記２⑴②に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。

郵送又は電子メールにより申請書を提出する場合においては、申請書に次に掲げる①又は②の書類を添付して行うものとする。

なお、郵送により申請書を提出する場合においては、「資格審査結果通知書」を送付するための商号又は名称及びその所在地を表記している郵便切手を貼付した定形用封筒を郵送により提出すること。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は１部とする。

①　建設工事

ア　営業所一覧表

イ　建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体である場合に限る。なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする。）

ウ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））

エ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

オ　共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合に限る。）

カ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）

キ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し（該当する場合に限る。）

ク　合併、譲受又は分割の事実を証明する書類（該当する場合に限る。）

ケ　業態調書（防衛省・自衛隊の離職者の採用実績がある企業については、競争参加資格の審査の申請に先立ち、コンプライアンスの確立についての事前審査が必要な場合がある。）

②　測量・建設コンサルタント等業務

ア　営業所一覧表

イ　技術者経歴書

ウ　登記事項証明書又はその写し（申請者が法人である場合に限る。）

エ　営業に関し、法律上必要とする登録証明書又はその写し

オ　申請者が法人である場合においては、５⑵に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益